

議 会 運 営 委 員 会 記 録				
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 2 9 日 （水）			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開 閉 の 日 時	開 会 1 月 2 9 日 午 前 1 0 時 5 4 分			
	閉 会 1 月 2 9 日 午 前 1 1 時 1 0 分			
出 席 委 員	委 員 長	加 藤 大 輔	副委員長	山 田 一 繁
	委 員	金 子 博	委 員	三 木 伸 也
	委 員	大 澤 博 行	委 員	森 崎 成 喜
	議 長	鈴 木 健 夫	副 議 長	和 田 貴 弘
欠 席 委 員	な し			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	な し			
書 記	事務局長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 査	川 口 美 和 子
事 件	・ 市議会における押印見直しについて ・ 政務活動費使途基準見直しの検討について			
調 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

調 査 の 経 過

＜開 会＞ 午前１０時５４分

◦加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。

＜市議会における押印見直しについて＞

◦加藤委員長 タブレット端末導入に伴い、本市議会におけるオンライン化・デジタル化を推進するための道具は揃えましたが、その中身が本当の意味でのオンライン化・デジタル化になっていないものの１つに市議会における押印があります。

令和３年に市議会における押印が見直され、その一部が押印に代わり署名することされましたが、一度は紙に署名をしなければならず、本来の意味でのデジタル化にはなっておりませんでした。

本日は、押印が求められている趣旨や公印の押印に係る規程、特に公印省略についての考え方を確認したうえで、本市議会のオンライン化・デジタル化の推進に伴い簡素化・効率化の観点から署名を含む押印の見直しを検討したいと思います。

そういった意味からも３月定例会から適用させたいと考えており、本日決定させていただければと思いますので、ご協力をお願いいたします。

内容は事務局から説明させます。

◦事務局 まず、押印が求められている趣旨ですが、趣旨としては、本人確認、文書作成者の真意の確認、文書内容の真正性の担保とありますが逆にこれらが担保されれば、押印はなくても問題ないということになります。

次に公印の押印に係る規程、ここでは主に公印省略について確認したいと思います。日高市議会事務局処務規程で、事務処理については日高市文書取扱規程を準用するとなっております。日高市文書取扱規程の第２８条第２項には次に掲げる文書にあつては、公印の押印を省略することができるとなっており第１号に市の機関あての文書にあつては訓令以外の文書、第３号には市や国等以外のものあての文書にあつては軽易な普通文書となっております。また、公印を省略するときは「公印省略」の表示をする。ただし、市の機関あての文書については「公印省略」の表示を省略することができるとあります。

これらを踏まえ、議会等に対する通知、議会等が行う通知を５種類に分け、それぞれ、押印を不要とするもの、押印を残すもの（現行のままとするもの）について、見直し案を提示いたしましたので検討いただければと思います。

まず、（１）として、議会・執行機関以外の外部に対して行うものですが、対象例としては、証人出頭・記録提出の請求や参考人の本会議出席要請がこれに当たります。これは議会や執行機関以外の外部に対して行うものなので、外部に対する文書内容の真正性を担保するため、署名又は記名押印とし、現行どおりとしたいと考えています。とはいえ、オンライン化・デジタル化の推進具合や他市議会の状況等により今後検討していくこととします。

次に（２）議会内部・執行機関に対して行うものですが、対象例としては、欠席届・遅刻届・早退届、議案の提出、委員会の招集通知などがこれに当たります。これらは議会内部・執行機関に対して行うものなので文書内容の真正性は担保されていると考えられることから押印（署名を含む。）は不要とし、記名のみでよいものとし、公印を省略する場合にあつては、発送文書の「（公印省略）」

の表示を省略するものとしたいと考えています。

次に（３）身分・就退・選挙等に関するものですが、対象例として、正副議長や議員の辞職願、正副委員長の辞任、政務活動交付決定通知などがこれに当たります。これらは議会内部における手続であっても、個人の重要な権利義務の基礎となる手続であって、個人の重要な権利義務の基礎となるものは、その文書内容の真正性がより求められる性質のものであることから、署名又は記名押印（現行のまま）としたいと考えています。議案の提出などは規則や規程に連署とする規定がありますので現行のまま署名とします。

次に（４）請願者や公述人等外部から当該議会に対して通知するものですが、対象例として、宣誓書や請願の提出・取下げなどがこれに当たります。これらは、本人確認の必要性が高いことから、署名又は記名押印（現行のまま）としたいと考えています。

最後に（５）として既に署名を含む押印が見直されているものとして一般質問や質疑の通告書や視察研修計画書などがあります。これは、このまま継続としたいと考えています。

後ほど確認いただければと思いますが今回別紙４として全国町村議会議長会が令和３年に決定している押印を必要とする書式の見直しの資料を配布いたしました。同じように県議会議長会、市議会議長から押印見直しに関する通知がでておりますが、次第、様式については、町村議長会のものを参考にしておりますので、町村議長会のものを配付いたしました、こちらも参考に見直し案を提示させていただきましたので、ご案内させていただきます。説明は以上となります。

◦加藤委員長 今の説明に対し、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。
（なし）

◦加藤委員長 それでは、本日配布の資料や事務局からの説明のとおり日高市議会における押印の見直しについて、決定してよろしいでしょうか。
（異議なし）

◦加藤委員長 それでは、そのとおり、３月定例会から運用することで決定することとします。この案件についても全員協議会で報告することとなりますが、３月定例会に関連した執行部とのやり取りが始まりますので、先行して調製させていただく旨ご了承ください。

＜政務活動費使途基準見直しの検討について＞

◦加藤委員長 議長から政務活動費の使途基準については、議会運営委員会で検討するよう指示がありましたので、議題とさせていただきました。

議長の説明にもありましたが条例が４月１日からの施行となりますので、運用にあたり、使途基準も見直す必要があります。条例で政務活動費を充てることができる経費の範囲をより細かく区分し、これまで、どこにも当てはまらないものは「その他」の項目に振り分けていた部分についても明確に使途基準を定めることにより、政務活動費を効果的に使用できると思われま。

また、政務活動の範囲について、政務活動費の趣旨について、再度共通認識を持ち、近隣市との状況を確認したうえで、日高市議会の使途基準を検討していきたいと考えております。

本日、政務活動費使途基準の見直しに関する検討資料を配布いたします。
会議資料 政務活動費検討項目については、検討するにあたっての原則、政務活

動費支出の基本的な考え方と政務活動の範囲についての確認の資料。

資料１ 政務活動費使途基準比較は、条例で項目を変更しましたので、それに合わせた基準と現行の基準との比較

資料２ 個別経費検討資料の使途基準では二区構成市との比較をすることで見えてきた見直しの検討が考えられる内容について整理した資料となります。

細かい内容となりますので、数回検討の機会を設ける必要があると考えております。次回を２月１２日告示日に予定しておりますのでそれまでにご確認いただき会派で検討いただきますようお願いいたします。

<その他>

- 加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。
(なし)

<閉 会> (午前１１時１０分)

- 加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔